

第2部
平成29年度
総括・分担研究報告

I. 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
「社会保障費用をマクロ的に把握する統計の向上に関する研究」
総括研究報告書（平成 29 年度）

研究代表者 竹沢純子（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第 3 室長）

研究要旨

本研究は、地方単独事業（以下、地単事業）を含む社会保障費用の全体像を示す統計として、社会保障費用統計（以下、費用統計）において、総務省「社会保障施策に要する経費に関する調査」（以下、社保費調査）を利用し、かつ国際基準に準拠して、把握する方法の開発を目的とする。

3 年計画の最終年度においては、以下を実施した。

- 1) 社会保障費調査の自治体記入担当者へのヒアリング
- 2) 自治体から提供を受けた社会保障費調査データの分析
- 3) 総務省提供の社会保障費調査（平成 27 年度）を用いたトライアル集計
- 4) OECD におけるヒアリング及びセミナー講演における成果発信
- 5) EU-ESSPROS 担当者の招聘による講演会と国際ワークショップ開催
- 6) 関連研究（国が公表する地方単独事業データの整理分析、法学の観点からの分析）

社会保障費調査の作成過程上の課題について総務省及び自治体よりヒアリングを行い、補助事業費の超過負担分については単独事業として扱うというルールが徹底されておらず単独事業費が過少となっている可能性、人件費の取り扱いの統一が図られていない等があり、ある県では、市町村において記入ミスを防ぐために様式に独自の欄を追加する等改善が試みられているが、その方法を他自治体と共有する取り組みはなく、自治体全体として調査回答の精度を向上させていくには総務省主導のもと一層の工夫が求められる。また自治体からのデータを総務省において社会保障費調査として取りまとめるに際しては、自治体間の移転を相殺し純計値に加工する必要があるが、自治体ヒアリングによれば調整が必要な金額は全体の 0.5%未満と限られたものであり、総計と純計の大差はない可能性が高い。しかしながら統計の精度向上の観点からは、自治体の記入負担に配慮しつつ将来的には純計となることが望ましい。

平成 27 年度社会保障費調査を利用し社会保障費用統計に地方単独事業を追加するトライアル集計の結果は以下の通りである。平成 27 年度ベースで、社会保障財源計は 3.9% 増、うち地方単独事業を含む他の公費負担（地方自治体の負担）は 35.5% 増であった。社会保障給付費計は 3.7% 増であり、部門別でみると医療は 4.4%、年金は 0.0%、福祉その他は 11.8%、うち介護対策は 3.2% 増に対して介護対策以外が 18.1% と増加が大きかった。OECD 基準でみると、家族政策が最も大きく増えており、家族支出計は 14.2% 増、うち現物は 31.8% 増と大きく増えており、うち「就学前教育保育」の 23.7% 増が影響している。対 GDP 比社会保障給付費でみると 21.58% から 22.39% へ 0.81 ポイント上昇する。

社保費調査を利用して国際基準に沿って地方単独事業を総合的に計上するためには、社保費調査について以下の点で限界がある。第一に、施設整備費に関しては、様式 4 で把握しているが、補助事業と単独事業が分けられないため利用できない。自治体ヒアリングによれば、補助と単独を分けて計上することも可能であるとのことであり、今後の改善が期待される。第二に、住宅や災害救助費等については社保費調査の対象外であるが国際基準

においては対象となる。これらの単独事業をいかに計上するかについては今後検討を要する。

地方単独事業を国際基準に沿って計上するに際しては、我が国における「社会保障」の範囲と、国際基準における範囲の相違を理解したうえで、国際機関に対して正確なデータ提供を行うとともに、国内のニーズにも対応した統計整備を図っていくことが求められる。

研究分担者

黒田有志弥（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部 第4室長）
高端 正幸（埼玉大学大学院人文社会科学研究科 准教授）
沼尾 波子（東洋大学国際学部 教授）
山重 慎二（一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院 教授）
渡辺久里子（国立社会保障・人口問題研究所企画部 研究員）

研究協力者

新 俊彦（国立社会保障・人口問題研究所企画部 部長）
山田 篤裕（慶應義塾大学経済学部 教授）
山口 千慧（一橋大学国際・公共政策大学院 院生）

A. 研究目的

社会保障の財源と給付に係る政策議論の基礎データとして、社会保障費用統計においても、一定の客観的基準に基づき、地方単独事業を含め、財源構成に関わりなくその事業の機能・性格に着目した社会保障費の全体像を把握することが求められている。同統計が準拠する国際基準に従えば地方単独事業費も集計対象であるが、統計の制約により一部（公立保育所運営費、公費負担医療費）のみ計上となっている。本研究

は国際基準に沿って地単事業を含む社会保障費を総合的に把握する方法の検討を目的とする。

3年計画の最終年度においては、過去2年間提供を受けられなかった総務省「社会保障施策に要する経費に関する調査」の利用に向けて一層の調整努力を行うことと並行し、同調査を利用した地方単独事業計上に係る課題の検討をさらに進めた。

B. 研究方法

研究方法・内容、分担は以下の通りである。

- 1) 社会保障費調査の自治体記入担当者へのヒアリング（沼尾研究分担者、竹沢研究代表者）
- 2) 自治体から提供を受けた社会保障費調査データの分析（山重研究分担者、山口研究協力者）
- 3) 総務省提供の社会保障費調査を用いたトライアル集計（竹沢研究代表者）
- 4) OECDにおけるヒアリング及びセミナー講演における成果発信（山重研究分担者）
- 5) EU-ESSPROS 担当者の招聘による講演会と国際ワークショップ開催（竹沢研究代表者、IV特別講演会・ワークショップ報告参照）
- 6) 社会保障関係の地方単独事業

に関する実態把握と地方財源保障をめぐる最近の動向（高端研究分担者）

- 7) 内閣府「障害者施策関係の単独事業の実施状況等」を利用した障害者施策の地方単独事業費の分析（渡辺研究分担者）
- 8) 社会保障法学における社会保障概念に関する一考察（黒田研究分担者）

（倫理面への配慮）

該当なし

C. 研究成果

1) 総務省及び自治体に対して同調査の作成プロセスについてヒアリングを実施し、作成をめぐる課題について整理検討を行った。

社会保障「給付費」という考え方だけで自治体の対人社会サービスをはじめとする社会保障関係の費用を捉えることは難しくなっている。行政からの直接的なサービス給付にとどまらず、近隣での見守りや声掛けを含め、コミュニティでの支え合いが大きな役割を持ち、その運営に対し、自治体からの財政支援が行われている。また福祉サービスの供給についても行政直営や民間委託など多様化しているが、直営と委託とでは、「給付費」における人件費部分の取扱いが異なっている。さらに、農福連携や、幼保一体化などの推進により、他の費目における福祉関連支出が増え始めており、その取扱いも課題である。

2) 社会保障に関わる地方歳出の推計に関して、複数の自治体を取り上げて、地方単独事業に分けて分析した結果、過小推計の問題があることが、明らか

になった。この問題を緩和し、より正確な社会保障費用の推計を行うために、推計方法を見直し、地方自治体の財政状況に関する国的情報収集の仕組みを見直すことで、補助事業についても、地方単独事業についても、実際の歳出額を把握することの必要性を明らかにした。

3) 総務省より社保費調査（平成27年度、都道府県・市区町村計）の提供を受けて、平成27年度社会保障費用統計に追加するトライアル集計を実施した。単独事業の追加により、ILO基準社会保障財源うち他の公費負担は35%増、社会保障給付費計は3.7%増であるが、福祉その他うち介護対策以外が18%増であり、その半分は子ども・子育て関連の増による。OECD基準家族支出でみると、うち現物は32%増であり、就学前教育・保育、及び準要保護児童への就学援助等を含むその他の現物が大きく増える結果となることが確認された。

4) 2018年3月に山重研究分担者がOECDを訪問し社会支出の担当者と意見交換を行うとともに、セミナーを通じて日本における子ども子育て分野の地方単独事業の過少推計問題について報告した。

5) EU-ESSPROS統計担当者の招聘による公開特別講演会、及び「欧州・日本・韓国の社会保障費用に関する国際ワークショップ」を開催した。

ESSPROS基準について関心のある所内外の研究者及び行政官約20名の参加を得て、本研究の成果発信を行った。講演会及びワークショップを開催することを通じて、同基準に関する詳細な説明を得ることができ、今後社会保障費用統計が地方単独事業を含めて精度向上を図っていく上で多くの手がか

りを得ることができた。現在費用統計が準拠する OECD および ILO 基準マニュアルにおいて明確な定義や解説が示されていない費用についても、EU 基準マニュアルの記述にもとづく解説や、進行中の議論の紹介も含めて、有意義な助言を得ることができた。トライアル集計において助言が生かされた。

6) 総務省以外の府省・都道府県における地方単独事業の調査事例は、高齢者、子ども、障害者の三つに大別される。うち内閣府が公表している「障害者施策関係単独事業」の都道府県別予算ベースのデータをもとに都道府県別の推移について基礎的な分析を行った。地域差の規定要因について解明には至らず、今後の課題として残した。

7) 国際基準に沿って地方自治体の社会保障費統計の整備を進める上において、社会保障地方単独事業が国と地方の政府間財政関係に占める位置づけ、及び近年の国と地方をつうじた財政の動向を視野に入れておく必要がある。国の地方財政計画においては国庫補助事業が着実に積み増しされてきた半面、地方単独事業については明確な抑制方針が取られてきた。それに対し、地方財政の決算上の実態を確認すると、地方一般行政経費中の地方単独事業費の総額より、そのうち民生費の地方単独事業費のほうが伸びている。地方財政計画の策定方針と同様に、社会保障地方単独事業の歳出規模を確保しつつ、その他の地方単独事業(一般行政経費)を削減することによって、地方単独事業(一般行政経費)総額の抑制を図る地方自治体の姿が明らかとなった。

8) 社会保障法学の見地から子どもの医療費助成制度を取り上げて国と地方の役割について、及び社会保障の範囲に関する検討を行った。社会保障法に

おける「社会保障」を前提に地方単独事業に関して考察すると、国の事業とは関係なく住民のために独自に行われる事業については、仮に全国的に普及しており、その目的と内容からすれば一般的には社会保障制度の 1 つと認識されていると思われる制度であっても、国が責任を負う生存権保障のための施策とは言えないため、その意味での「社会保障」には相当しない。他方、国の制度を前提として、国の基準を上回る基準を設定する制度については、その元となる国の制度が社会保障制度であることを前提とすれば、地方公共団体が国の基準を上回る基準を設定する制度は、それに関連する制度すなわち「社会保障」と把握される。憲法 25 条の法規範が妥当する範囲を画するための概念であり、どの制度が「社会保障」に含まれるかは、憲法 25 条の解釈のありように帰着する。もちろん前述のように、それは社会保障に対する考え方や、社会経済の変動によって変容する余地もあるが、仮に「社会保障」が変容したとしても、社会保障法学における「社会保障」は、基本的には憲法 25 条によって設定された外縁に含まれる制度である

D. 考察

総務省社会保障費調査の利用の道筋が得られなかった場合の次善の策として推計に基づく方法も検討も視野に入れていたが、社会保障費用統計において地方単独事業を計上するに際しては、やはり単価等に基づく推計ではなく、総務省社会保障費調査を利用し実績値ベースの集計を基本とすべきである。子ども子育て分野において現費用統計が使用する公立保育所運営費の推計値と自治体の決算に基づく実績値を

比較すると大幅な乖離が生じていることが自治体データ分析より明らかとなつたことからも、実績値に基づく統計が必要である。

社会保障費調査の作成過程上の課題として、補助事業費の超過負担分については単独事業として扱うというルールが徹底されておらず単独事業費が過少となっている可能性、人件費の取り扱いの統一が図られていない点、サービス利用料分を現金で給付する場合、現金給付と現物給付の二重計上を行う例がみられた。ある県では、市町村において記入ミスを防ぐために様式に独自の欄を追加する等改善が試みられているが、その方法を他自治体と共有する取り組みはなく、自治体全体として調査回答の精度を向上させていくには総務省主導のもと、一層の工夫が求められる。また自治体からのデータを総務省において社会保障費調査として取りまとめるに際しては、自治体間の移転を相殺し純計値に加工する必要があるが、自治体ヒアリングによれば調整が必要な金額は全体の 0.5%未満と限られたものであり、総計と純計の大差はない可能性が高い。しかしながら統計の精度向上の観点からは、自治体の記入負担に配慮しつつ将来的には純計となることが望ましい。

平成 27 年度社会保障費調査を利用し社会保障費用統計に地方単独事業を追加するトライアル集計の結果は以下の通りである。平成 27 年度ベースで、社会保障財源計 3.9% 増、うち地方単独事業を含む他の公費負担（地方自治体の負担）は 35.5% 増であった。社会保障給付費計は 3.7% 増であり、部門別でみると医療は 4.4%、年金は 0.0%、福祉その他は 11.8%、うち介護対策は

3.2 % 増に対して介護対策以外が 18.1% と増加が大きかった。OECD 基準でみると、家族政策が最も大きく増えしており、家族支出計は 14.2% 増、うち現物は 31.8% 増と大きく増えており、就学前教育保育における 23.7% 増が影響している。対 GDP 比社会保障給付費は 21.58% から 22.39% へ 0.81 ポイント上昇する。山重報告で指摘された通り、子ども子育て分野における単独事業の規模は大きいことが確認された。

国際基準に沿って地方単独事業を総合的に計上するためには、社保費調査について以下の点で限界がある。第一に、施設整備費に関しては、様式 4 で把握しているが、補助事業と単独事業が分けられないため利用できない。自治体ヒアリングによれば、補助と単独を分けて計上することも可能であるとのことであり、今後の改善が期待される。第二に、住宅や災害救助費等については社保費調査の対象外であるが国際基準においては対象となる。これらの単独事業をいかに計上するかについては今後検討を要する。

地方単独事業を国際基準に沿って計上するに際しては、我が国における「社会保障」の範囲と、国際基準における範囲の相違を理解したうえで、国際機関に対して正確なデータ提供を行うとともに、国内のニーズにも対応した統計整備を図っていくことが求められる。

E. 結論

社会保障関連の地方単独事業について適切に把握することは、増大する社会保障関連経費とその負担の在り方について検討する上でも重要である。

自治体の財政担当課へのヒアリングから、データ作成に際しては、作業上ミスが生じにくいフォーマットの整備や、記入のための丁寧な情報提供が必要であるといった指摘もあった。自治体の負担増に考慮しつつ、可能な限り正確かつ効率的に社会保障費用をマクロ的に把握するためには、地方自治体の実際の歳出を収集・把握するシステムを再構築する必要がある。

平成 30 年度からの「公的統計の整備に関する基本的計画」において、今後 5 年以内に、社会保障費用統計において「国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し改善を図る。」ことが盛り込まれた。本研究を通じて、国際基準に則り、一定水準の精度を確保した集計が可能な見通しを得たことから、早ければ平成 30 年度公表(平成 28 年度結果)より、単独事業を含む社会保障費用統計を公表する予定である。しかしながら、さらなる検討や改善を要する点も残されていることから、引き続き国際機関や自治体の協力を得て向上を図っていくことが社会保障費用統計の課題である。

F. 健康被害情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

当該年においては該当なし

2. 学会発表

Shinji Yamashige, Social
Expenditure for Families and
Family Policies in Japan-Can
Japan Overcome the Population
Crisis?, OECD Social Policy
Division Lunch Seminar, 2018.3.5

沼尾波子（2018）「対人社会サービスにおける地方自治体の財政需要とその財源」『ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会報告書』日本都市センター

H. 知的所有権の出額・登録状況（予定もふくむ）

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他
該当なし

「社会保障に要する経費に関する調査」を利用したトライアル集計

竹沢 純子

1. はじめに

本厚労科研では、総務省「社会保障に要する経費に関する調査（以下、社保費調査）」の将来的な利用を念頭に、社会保障費用統計における地方単独事業の総合的計上に向けた準備作業として、自治体に及び国際機関等へのヒアリング等を通じて、集計範囲や分類のあり方について検討を進めてきた。

研究3年度目の平成29年度の前半までは、総務省調査の利用見通しが得られなかつたため、費用統計に適合した調査票および記入要項案の作成を本研究の最終目標としていた。ところが、平成29年度の秋以降に総務省に対してデータの提供を打診したところ、トライアル集計のために過去データ提供を受けることが可能となった。現段階で、早くも来年度、平成30年度の社会保障用統計の公表（平成28年度結果）より総務省調査を利用し地方単独事業を計上する見通しとなっている。

本稿では、総務省社保費調査の様式1「地方単独事業として実施する社会保障関係事業に要する経費（27年度決算）」を利用して、同年度の社会保障費費用統計に地方単独事業を計上し、追加による影響を確認する。2で総務省調査において計上しない項目、3でトライアル集計の結果、4でデータの制約により計上できていない項目、について報告する。

2. 総務省社保費調査を利用した地方単独事業のトライアル集計

2-1 調査の背景・経緯

社保費調査は、平成22年に税・社会保障一体改革における消費税引き上げ分の国と地方の配分が議論となつた際、社会保障関係の地単事業の詳細データがなかつたため、総務省自治財政局調整課が全ての都道府県、自治体を対象に調査を行い、当該年度に限つて公表（平成23年11月公表、22年度調査結果）がなされた。その後、消費増税分が社会保障に使われているか、そのフォローアップのために調査が継続されている。平成26年度調査より、調整課から財務調査課へ所管が移り、現在の仕様による調査が継続され現在に至る。

2-2 使用データ

トライアル集計で利用する様式1は、総務省地方財政状況調査決算統計90表（その1単独事業費）の下記に列記する経費のうち社会保障関係の費用を対象としている（社会保障に該当しないもの（公害関係事業、環境衛生所などの環境衛生関係、水道、墓地、動物愛護等）は含めない。）。

- 「1少子化対策等に要する経費」
- 「2高齢化対策等に要する経費」
- 「3社会福祉等に要する経費」
- 「5環境対策等に要する経費」

「6 健康対策等に要する経費」

「7 雇用・失業対策等に要する経費」

「13（※市町村分は12）人材育成等に要する経費（教育費）の一部」

様式1は、①都道府県回答用、②市区町村回答用、から成り、本集計では、①都道府県回答の決算額うちその他特定財源を除く一般財源等、と②市区町村回答用の決算額うち都道府県支出金及びその他特定財源を除く一般財源等、の単純計を使用する。都道府県から市区町村への移転を除く、自治体間の入り繰りを純計する必要があるが、自治体ヒアリングよりその規模は小さいことが明らかになったことから、本集計では、単純計を使用する。

様式3において国庫補助事業の一般財源負担が把握されている。記入要項によれば、国庫補助事業における地方の超過負担は、様式3ではなく様式1の地方単独事業費として計上される。しかしながら自治体ヒアリングによれば、誤って様式3に計上しているケースが見られた。この点の改善は今後の課題である。

2-3 社保費調査項目のうち、社会保障費用統計へ計上しない項目

社会保障費用統計への計上に際しては、社保費調査から以下の費目を除き計上する。

（1） 社会保障費用統計にすでに計上されており、重複を避けるために除外

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度等において、すでに各制度の財源うち他の公費負担として計上されていることから、集計より除外する。

社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金	退職手当共済事業に対する補助
国民健康保険(保険基盤安定制度(保険料軽減分))	国民健康保険制度に係る保健基盤安定制度(保険料軽減分)の実施に要した経費
国民健康保険(都道府県国保財政調整交付金)	国民健康保険制度に係る都道府県財政調整交付金
国民健康保険(国保財政安定化支援事業)	国民健康保険制度に係る国保財政安定化支援事業の実施に要した経費
国民健康保険(地方単独事業分(事務費充当分以外))	国民健康保険制度の運営のための一般会計負担分(都道府県は市町村に対する補助、国民健康保険組合に対する補助を含む)で、事務費充当分以外のもの(保険基盤安定制度に要した負担分、都道府県国保財政調整交付金及び国保財政安定化支援事業を除く)
国民健康保険(地方単独事業分(事務費充当分))	国民健康保険制度のための一般会計負担分(都道府県は市町村に対する補助、国民健康保険組合に対する補助を含む)で、事務費充当分(保険医療機関等に対する助言・指導に要する経費を含む)
後期高齢者医療制度(保険基盤安定制度(保険料軽減分))	後期高齢者医療制度に係る保健基盤安定制度(保険料軽減分)の実施に要した経費
後期高齢者医療制度(事務費充当分以外)(地方単独事業分)	後期高齢者医療制度に係る一般会計負担分(地方単独事業分)で、事務費充当分以外のもの(保険基盤安定制度に要した負担分を除く)
後期高齢者医療制度(事務費充当分)(地方単独事業分)	後期高齢者医療制度に係る一般会計負担分(地方単独事業分)で、事務費充当分(広域連合に対する負担金のほか、特別会計への繰出分を含む)
介護保険(事務費充当分以外)(地方単独事業分)	介護保険事業特別会計に対する一般会計負担(都道府県補助を含む)(地方単独事業分)で、事務費充当分以外のもの
介護保険(事務費充当分)(地方単独事業分)	介護保険事業特別会計に対する一般会計負担(都道府県補助を含む)(地方単独事業分)で、事務費充当分
子ども手当(職員分)	職員に対して給付する子ども手当(児童手当含む)に要した経費
障害者扶養共済事業(掛金の助成を含む)(地方単独事業分)	障害者の加入する扶養共済制度に要した経費(加入者に対する掛金の助成等に要した経費を含む)(地方単独事業分)

(2) 国際基準に照らし集計対象外とすべき項目

① 人材確保・研修、事業者等への指導

人材確保、研修、事業者等への指導等の、直接個人への給付として帰着しない費用については、OECD および ILO 基準マニュアルにおいて明確な記述がなく¹、社会保障費用統計においてはこれまでのところ一定の基準に沿って統一した整理がなされてきていない。これらの費目は、ILO 基準において、管理費、その他支出、あるいは集計対象外として、整理されている。一方、EU-ESSPROS 基準及び担当者ヒアリング（本報告書パートIV参照）によれば、給与引き上げにより人材確保を図る目的の補助金等は、給料の一部とみなせることから、集計対象外であり、同様に医療福祉従事者を対象にサービスの質向上のために雇用主が実施する研修や訓練も対象外である。本トライアル集計においては、EU 基準に照らし、これらの費用は集計対象外としている。今後、地方単独事業以外の社会保障費用統計の全体にわたり、一定の基準に沿った再整理を行う必要がある。

社会福祉事業指導(福祉活動指導員・専門員設置事業等含む)	社会福祉法人・施設が行う運営の取組に対する経営指導等の指導啓発(福祉活動指導員、福祉活動専門員の設置を含む) ※各分野に区分できないもの
福祉人材確保	福祉委員・コミュニティソーシャルワーカー等の配置、福祉人材センターの運営、福祉人材に係る研修の実施等の福祉人材確保に要した経費
都道府県ナースセンター	都道府県ナースセンターの運営経費【看護師等の人材確保の促進に関する法律】
医療人材(医師・看護師・保健師等)確保(看護師等養成所含む)	医師・看護師・保健師等確保・育成経費(他に計上したものは除く)、返還免除見込みの修学資金貸付金、都道府県の自治医科大学運営費負担金、医師派遣に係る負担金、医師・看護師等の研修経費、看護師・准看護師・保健師・助産師養成所の運営経費、地域医療支援センターに係る経費
病院内保育所運営	地方が単独で行う、看護職員の確保対策として、医療施設等に勤務する看護職員の乳幼児の保育を行う事業に対する運営費補助に要した経費
医薬品等安全(薬事指導等)	薬事指導・医薬品等安全対策・麻薬覚せい剤対策等に要する経費
介護実習・普及センター	介護実習など、在宅介護を支援するとともに、地域住民への介護知識、介護技術の普及活動を行う介護実習・普及センターの事業に要した経費
介護サービス事業者指導・情報提供	介護サービス事業者に対し、サービスの質の確保・向上を図るために行う指導や介護サービスに係る情報を提供するために要した経費
介護人材確保・養成(地方単独事業分)	ケアマネージャーの養成・確保等、地域の実情に応じて取り組んでいる介護人材確保対策に要した経費(地方単独事業分)

② 出産・敬老祝い金、結婚相談

OECD 基準によれば、婚姻上の地位に伴う財政上の措置は対象外とされている。（「婚姻上の地位に伴う財政上の優遇措置は SOCX では社会的支援とみなされていない。なぜなら OECD 全ての国にわたってこうした支援が社会政策目的を持つかどうかについては合意が得られていないからである」 OECD(2011) #73）。また、OECD の社会支出の定義（「公的、私的機関により提供される給付、あるいは財政拠出として、世帯や個人を対象に厚生が低下した状態を改善する支援を行うことを目的にされる」）も判断基準となる。これらの OECD 基準を参照すると、少子化対策としての結婚相談事業、出産祝い金、敬老祝い金は、所得減や健康リスクの発生等、厚生の低

¹ OECD 基準保健の元データである SHA 公的保健医療支出において、人材育成や研修は集計対象外であり、参考値として報告されている。

下を改善する支援には該当しないことからも、除外が妥当と考えられる。

同様に、OECD の上記定義に照らせば、文化教養活動を目的とする施設運営費補助（③の公立労働福祉施設・労働センター）は内容的に対象外と考えられる。社保費調査では、同種の費用として、老人クラブへの助成、高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業（明るい長寿社会づくり推進事業）を含むが、EU-ESSPROS の担当者によれば、文化教養レジャー活動と、こうした社会参加や健康促進を目的とする活動への支援については、集計対象のボーダーライン上にあり、明確な切り分けは難しいとのことであった。これらのうち、高齢者を対象とする事業は、介護予防としての意義もあることから、本トライアル集計においては集計対象と整理した。

出産・敬老祝い金、結婚奨励的な支出

敬老事業(敬老祝金等、敬老の日記念事業等)	敬老者に対する祝金(物)の支給、記念式典の開催、金婚夫婦への祝金の支給等の敬老事業に要した経費
出産祝い金	出産をした保護者に対し、子の誕生を祝い、健やかな成長を願って支給する出産祝い金等給付に要した経費
結婚相談	少子化対策として行う結婚相談事業の実施に要した経費

文化教養活動

公立労働福祉施設・労働センター等	勤労者を始めとする市民の福祉・文化教養の向上や会議・研修のための施設の運営経費
------------------	---

③ 特別支援教育支援員の配置、健全青少年育成活動

ESSPROS 基準においては、教育機能は含めず、就学前教育保育のうち、教育部分は対象外と整理している。この整理に従えば、義務教育修学後の子どもに対する支援（放課後子ども対策、児童館等）についても集計対象外とも考えられるが、明確な判断はまだなされておらず、ボーダーラインのケースであるという。費用統計において、従来より放課後子ども対策は集計対象としているが、学校教育に係る人件費、教科書、不登校や特別教育への支援等の経費については、OECD 及び ILO 基準において明確に対象外としていることからも対象外としている。従って、以下の経費は集計対象外とする。

障害児教育等幼児教育支援	小・中学校における特別支援教育支援員の配置など、特別支援教育の充実に要した経費
子ども・若者(青少年)育成支援	青少年の非行防止対策や、家庭・学校・職場・地域社会と行政との連携による保護・補導活動、啓蒙・健全育成活動等、青少年の保護育成の推進に要した経費(不登校児童支援を含む)

3. トライアル集計結果

平成 27 年度社会保障費調査を利用し社会保障費用統計に地方単独事業を追加するトライアル集計の結果は表 1 の通りである。平成 27 年度ベースで、社会保障財源計は 3.9% 増、うち地方単独事業を含む他の公費負担（地方自治体の負担）は 35.5% 増であった。社会保障給付費計は 3.7% 増であり、部門別でみると医療は 4.4%、年金は 0.0%、福祉その他は 11.8%、うち介護対策は 3.2% 増に対して介護対策以外が 18.1% と増加が大きかった。OECD 基準でみると、家族政策が最も大きく増えており、家族支出計は 14.2% 増、うち現物は 31.8% 増と大きく増えており、就学前

教育保育における 23.7% 増が影響している。対 GDP 比社会保障給付費は 21.58% から 22.39% へ 0.81 ポイント上昇する。

表 1 集計結果

		(単位:億円)				%GDP	%GDP	差	
		2014(旧)	2015(旧)	2015(新)	差額	増加%	2015(旧)	2015(新)	
ILO	財源	1,372,466	1,232,383	1,281,042	48,659	3.9	23.16	24.07	0.91
	被保険者拠出	342,827	353,727	353,727	0	0.0	6.65	6.65	-
	事業主拠出	308,687	315,514	315,514	0	0.0	5.93	5.93	-
	公費負担	450,072	461,379	510,039	48,659	10.5	8.67	9.58	0.91
	国庫負担	319,730	324,423	324,423	0	0.0	6.10	6.10	-
	他の公費負担	130,341	136,957	185,616	48,659	35.5	2.57	3.49	0.91
	その他収入	270,881	101,763	101,763	0	0.0	1.91	1.91	-
	資産収入	217,195	20,571	20,571	0	0.0	0.39	0.39	-
	その他	53,687	81,192	81,192	0	0.0	1.53	1.53	-
給付	計	1,121,672	1,148,596	1,191,462	42,865	3.7	21.58	22.39	0.81
	医療	363,257	377,107	393,785	16,678	4.4	7.09	7.40	0.31
	年金	543,427	549,465	549,522	56	0.0	10.32	10.33	0.00
	福祉その他	214,988	222,024	248,155	26,131	11.8	4.17	4.66	0.49
	介護対策	91,896	94,049	97,073	3,024	3.2	1.77	1.82	0.06
	その他	123,092	127,975	151,082	23,107	18.1	2.40	2.84	0.43
OECD	家族	65,835	69,687	79,595	9,907	14.2	1.31	1.50	0.19
	現金	39,894	39,553	39,867	314	0.8	0.74	0.75	0.01
	家族手当	28,284	28,010	28,325	314	1.1	0.53	0.53	0.01
	出産、育児休業	10,021	10,860	10,860	0	0.0	0.20	0.20	-
	その他の現金給付	1,589	683	683	0	0.0	0.01	0.01	-
	現物	25,941	30,134	39,727	9,593	31.8	0.57	0.75	0.18
	就学前教育保育	20,798	23,253	28,760	5,507	23.7	0.44	0.54	0.10
	ホームヘルプ・施設	3,841	4,691	4,889	198	4.2	0.09	0.09	0.00
	その他の現物	1,302	2,190	6,078	3,888	177.6	0.04	0.11	0.07

出所) 総務省「社会保障費に要する経費に関する調査」平成27年度様式1、国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」より作成。

4. 本トライアル集計においてカバーできていない項目、及び要検討事項

国際基準上は集計対象となるが、社保費調査より適切なデータが得られないため、本トライアル集計において以下の費用は対象外となっている。第一に、施設整備費は ILO 基準においてその他支出に該当し集計対象となるべきである。社保費調査においては、様式4 資本形成で把握しているが、補助事業と単独事業が分けられないため、費用統計への利用ができない。自治体ヒアリングによれば、補助と単独を分けて計上することも可能であるとのことであり、今後の改善が期待される。第二に、住宅や災害救助費等については社保費調査の対象外であるが国際基準においては対象となる。これらの単独事業をいかに計上するかについては今後検討を要する。

参考文献

国立社会保障・人口問題研究所（2017）『平成27年度社会保障費用統計』

EUROSTAT（2016）*ESSPROS Manual*（日本語訳、「ESSPROS マニュアル 2016年版仮訳」

厚生労働省科学研究費補助金『社会保障費用をマクロ的に把握する統計の向上に関する研究』平成28年度総括研究報告書。）

OECD(2011)"Is the European welfare state really more expensive? Indicators on social spending, 1980-2012 and a manual to the OECD Social Expenditure database (SOCX)" (OECD Social, Employment and Migration Working Papers No. 124)

参考資料1 総務省「社会保障に要する経費に関する調査」様式1（抜粋）

様式1（地方単独事業として実施する社会保障関係事業に要する経費（平成27年度決算））						団体コード:			
【全団体とりまとめ集計用】						団体名:			
						担当課:			
						担当者:			
						連絡先:			
色の付いていないセルに入力してください。									(単位:千円)
事業 番号	項目	説明	決算額			Aのうち 都道府県支出金	Bのうち その他特定財源	Cのうち 事務職員 人件費除き A - C	
				一括算入等 A	職員人件費 B				
(記載例)									
1	公立総合福祉施設	総合福祉センター、福祉センターなど、社会保障サービスのワンストップによる提供を行っているため、各分野に分けられない複数の運営経費							
17	乳幼児医療費助成（義務教育就学後分）	未成年者を対象とした医療費の自己負担に対する助成のうち義務教育就学後分							
28	妊産婦健康診査（地方単独事業分）	一般の病院等で行う妊産婦健診の費用助成に要した経費及び保健所・保健センター等で行う妊産婦健診に要した経費（地方単独事業分）							
1 総合福祉（各分野あん分）									
うち 社会保障施策に要する経費									
1	公立総合福祉施設	総合福祉センター、福祉センターなど、社会保障サービスのワンストップによる提供を行っているため、各分野に分けられない複数の運営経費							
2	民生委員	民生委員の活動事業費							
3	社会福祉団体（社会福祉協議会・社会福祉事業団等）運営費 補助・負担金	社会福祉協議会や社会福祉事業団、福祉事業を行うNPO等に対する運営費等の補助 ※各分野に区分できないもの							

参考資料2 総務省「社会保障に要する経費に関する調査」様式4（抜粋）

様式4（社会保障関係施設に係る投資的経費（平成27年度決算））			団体コード:				
【都道府県回答用】			団体名:				
			担当課:				
			担当者:				
			連絡先:				
色の付いていないセルに入力してください。.			(単位:千円)				
大項目	小項目	投資的経費 決算額	財源				
			国庫支出金	地方債	その他特定財源	一般財源等	
1 医療施設	病院					0	
2	診療所					0	
3 助産所	助産所					0	
4 医療安全支援センター	医療安全支援センター					0	
5 看護学校・看護師等養成所	看護学校・看護師等養成所					0	

第2 公的統計の整備に関する事項

3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

（中略）これらの社会・経済情勢の変化や施策ニーズに適切に対応するためには、公的統計の分野においても、国際基準への寄与などを通じた統計に関する国際比較可能性の向上（中略）に取り組む必要がある。

このため、SDDSプラスで未対応となっているデータ公表の実現やSDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むとともに、社会保障費用統計の新たな統計表の作成・提供、有用性向上等の取組を推進する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU（ESPROS）基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	厚生労働省	平成34年度までに実施する。
	○ <u>社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。</u>	厚生労働省	平成34年度までに実施する。